

## 少人数学級編制・スクールサポート事業の見直しに向けた考え方（案）

### 1. 現行ルールの評価と見直しの理由

- (1) 少人数学級（30人、35人学級）については、①児童生徒一人一人に目が届きやすくきめ細かな対応ができる、②子どもたちの発言する機会が増え思考力を深める授業づくりができる、③落ち着いた学級生活を送ることができるなど、多くの効果が期待でき、教職員や保護者からの評価も高い。
- (2) 少人数学級を編制することは、児童生徒への効果や教職員の負担軽減につながるものが期待される反面、教職員の定数を県単独で増やすことによる予算への影響が大きく、この両者のバランスを考慮した運用が重要である。
- (3) 今回の見直しは、島根創生計画を着実に実行するため、県単独事業の見直しなど、スクラップアンドビルドの徹底による財源捻出を行うとの考えから提起されたものである。

### 2. 見直しの方向性

- (1) 上記の評価と次の点を踏まえた方向で、少人数学級編制に係る基準を見直す。
  - ①学校現場での少人数学級編制に対する評価は、すべての学年において高いこと
  - ②多くの県において、何らかの県単独による少人数学級編制の措置がとられており、大きな後退と取られかねない見直しは望ましくないと考えられること
  - ③文部科学省の見解（平成27年10月2日答弁書一部抜粋）  
少人数学級については、児童生徒に対するきめ細かな指導の一層の充実等に資するものであり、学習指導上及び生徒指導上一定の効果があるものと考えている。
  - ④できうる限りの範囲で少人数学級編制の考え方を尊重すべきと考えられること
- (2) 見直しに併せ、少人数学級編制の見直しによる影響を緩和するための教員配置や、学校現場の個別課題に対応するための教員配置の検討を進める。

### 3. 基本的な考え方

「少人数学級編制」を維持しながら、1学級あたりの児童生徒数の基準の見直しを行い、県単独措置により加配を行う教員数の縮減を図る。

「少人数学級編制」の見直しにより縮減した人件費の一部と、「スクールサポート事業」を財源として、少人数学級編制の見直しによる影響を緩和するための教員配置や、学校現場の個別課題に対応するための教員配置の充実を図る。

### 4. 見直し案（たたき台）

- (1) 見直し内容
  - ① 小学1・2年で、現行の30人の少人数学級編制を32人の少人数学級編制に改める。
  - ② 小学3年～小学6年、中学2・3年で、現行の35人の少人数学級編制を38人の少人数学級編制に改める。なお、中学1年は、特別な配慮（中1ギャップ）として35人学級編制を維持する。
  - ③ その他、基準見直しによる影響緩和対応、個別課題解決対応のための加配を別途、小学校、中学校それぞれに行う。

【参考】

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国基準	35	40 (35)	40	40	40	40	40	40	40
県基準	30	30	35	35	35	35	35	35	35
見直し	32	32	38	38	38	38	35	38	38

(2) 見直しによる影響（試算）

		小1・2	小3・4	小5・6	中1	中2・3	合計	現行と の比較
現行	小1・2:30人 他:35人	61	37	38	22	44	202	
見直し	案による見直し後	41	14	11	22	14	102	△100

- ①②による少人数学級編制の縮小  $\Delta 100$ 人  $\Delta 500$ 百万円  
 ③影響緩和・個別課題解決の常勤・非常勤加配 200百万円

(3) スケジュール

令和3年度・4年度の2ヶ年で見直しを実施する。なお、100名規模の教員の減少となるため、期限付講師を中心とした教員採用への影響を考慮し、令和3年度から令和5年度の3ヶ年で教員数の削減を行う。

【少人数学級編制基準変更のスケジュール】

	令和2	令和3	令和4
小1	30	30	<b>32</b>
小2	30	<b>32</b>	32
小3	35	35	<b>38</b>
小4	35	35	<b>38</b>
小5	35	<b>38</b>	38
小6	35	<b>38</b>	38
中1	35	35	35
中2	35	35	<b>38</b>
中3	35	<b>38</b>	38

・30人学級から翌年度38人に急変する世代がないこと

【上記に伴う教員加配の見込み】

	R2	R3	R4	R5
少人数学級の加配教員数	202	152	102	102
影響緩和の加配教員数	0	17	34	0
個別課題対応の加配教員数	0	3	21	40
合計	202	172	157	142

※加配する教員数は全て常勤講師として換算

## 国の基準を超える少人数学級編制の状況（令和元年度）

出典：文部科学省調査『令和元年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について』

No.	都道府県	小学校						中学校		
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	第1学年	第2学年	第3学年
1	北海道	35	35	40	40	40	40	35※	40	40
2	青森	33※	33※	33※	33※	40	40	33※	40	40
3	岩手	35	35	35	35	35	35	35	35	35
4	宮城	35	35	40	40	40	40	35	40	40
5	秋田	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※
6	山形	33※	33※	33※	33※	33※	33※	33※	33※	33※
7	福島	30※	30※	33※	33※	33※	33※	30※	33※	33※
8	新潟	32	32	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
9	茨城	35	35	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
10	栃木	35	35	35	35	35	40	35	35	35
11	群馬	30	30	35	35	40	40	35	40	40
12	埼玉	35	35	40	40	40	40	38	40	40
13	千葉	35	35	35	38	38	38	35	38	38
14	東京	35	35	40	40	40	40	35※	40	40
15	神奈川	35	35	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
16	山梨	30※	30※	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
17	長野	35	35	35	35	35	35	35	35	35
18	静岡	35	35	35	35	35	35	35	35	35
19	富山	35	35	35※	35※	40	40	35※	40	40
20	石川	35	35	35※	35※	40	40	35※	40	40
21	福井	35	35	35	35	36	36	30	32	32
22	岐阜	35	35	35	40	40	40	35	40	40
23	愛知	35	35	40	40	40	40	35	40	40
24	三重	30※	30※	40	40	40	40	35※	40	40
25	滋賀	35	35	35	35※	35※	35※	35	35※	35※
26	京都	35	35	30※	30※	30※	30※	35※	35※	35※
27	大阪	35	35	40	40	40	40	40	40	40
28	兵庫	35	35	35※	35※	40	40	40	40	40
29	奈良	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※	30※
30	和歌山	35	35	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
31	鳥取	30	30	35	35	35	35	33	35	35
32	島根	30	30	35	35	35	35	35	35	35
33	岡山	35	35	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
34	広島	35	35	40	40	40	40	40	40	40
35	山口	30※	35	35	35	35	35	35	35	35
36	徳島	35	35	35	35	35	35	35	35※	35※
37	香川	35	35	35	35	35※	35※	35	35※	35※
38	愛媛	35	35	35	35	35※	35※	35※	35※	35※
39	高知	30	30	35	35	40	40	30	40	40
40	福岡	35	35	35※	35※	35※	35※	35※	35※	35※
41	佐賀	35	35	35	35	35	35	35	35	35
42	長崎	30	35	40	40	40	35	35	40	40
43	熊本	35	35	40	40	40	40	40	40	40
44	大分	30※	30※	40	40	40	40	30※	40	40
45	宮崎	30※	30※	40	40	40	40	35	40	40
46	鹿児島	30※	30※	40	40	40	40	35※	40	40
47	沖縄	30※	30※	35※	35※	35※	35※	35※	40	40
国の基準を超える少人数学級編制を導入している都道府県の数	18	16	34	33	27	27	43	26	26	
	38.3%	34.0%	72.3%	70.2%	57.4%	57.4%	91.5%	55.3%	55.3%	

(注) 国の基準等については、次のとおり。

- ・国の基準：小学校1・2学年：35人、小学校3学年～中学校3学年：40人（小学校2学年は、国加配により実質的な35人以下学級を実現）
- ・塗りつぶし：国の基準を超えて少人数学級編制を実施している学年
- ・※：少人数学級編制を一律に導入するのではなく、様々な条件を付した上で、一部を少人数学級としている学年

⇒ 全ての学年・学級において一律に国の基準を超えた少人数学級編制を導入  
2県（島根県・鳥取県）